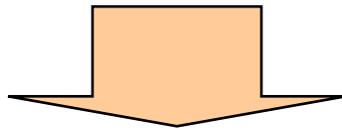


脳ドック利用補助を利用する場合の手順について

○ 脳ドック利用補助を利用される場合は、下記の手順で受診してください。

● 脳ドック受診医療機関を決める。

○ 医療機関は、東京都総合組合保健施設振興協会が契約している医療機関となりますので、「**契約医療機関一覧**」から受診医療機関を決めて下さい。

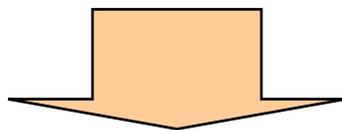


医療機関を決めたら

● ご自身で直接医療機関に脳ドック受診日等の予約をする。

※ 予約の際は、「健康保険証」を用意し、必ず「東振協脳検査（トウシンキョウノウケンサ）」と申し出て下さい。

健康保険証の記号番号、保険者名称、記号番号等を聞かれた場合は間違いのないように正確にお答え下さい。



日程が決まったら

● 「脳ドック利用申込書」を受診日前に健保組合に提出する。

○ 申込書は、ホームページの「脳ドック」のページにあります。

※ 申込書は受診前に必ず健保組合に提出して下さい。

【注意事項】

1. 申請書の事前提出がない場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。
2. 予約された受診日を変更された場合は、必ず健保組合に連絡を下さい。
3. 受診日当日は、健康保険証を医療機関の窓口へ提出して下さい。
※健康保険証の提出がない場合や受診日当日被保険者の資格を喪失されている場合は受診できませんのでご注意ください。
4. 選択した医療機関の基本脳検査料は健保組合負担となりますので当日支払はありません。（※但し、オプション検査費用は直接窓口にお支払ください）